### 〇庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。) 第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、県が発注する庁舎等の 管理等の業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「入札」とい う。)に参加することができる者の資格(以下「入札参加資格」という。)及び入札 参加資格の審査(以下「資格審査」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 庁舎等 庁舎, 試験場, 公の施設その他県が管理する建築物であって, 教育委員会の管理に属するものを除くものをいう。
  - (2) 管理等の業務 別表第1に掲げる業務をいう。
  - (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
  - (4) 暴力団員等 鹿児島県暴力団排除条例 (平成26年鹿児島県条例第22号) 第2条 第3号に規定する暴力団員等をいう。
  - (5) 営業所等 営業所,事業所その他これらに準ずるものをいう。
  - (6) 役員等 次に掲げる者(監査役又はこれに準ずる者を除く。)をいう。
    - ア 法人にあっては、役員(非常勤の者を含む。)、支配人、営業所等を代表する 者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職に ある者又は実質的にその経営を支配している者
    - イ 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有す るものであるかを問わずその経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を 支配している者

(入札参加資格者)

- 第3条 入札に参加することができる者は、知事が行う資格審査を受け、第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者(以下「入札参加資格者」という。)であって、第11条第1項又は第2項の規定により当該入札参加資格を取り消されていないもの及び同項の規定により2年間の範囲内で入札に参加させないこととされていないものとする。
- 2 第8条第1項の規定により格付けされた者にあっては、別表第2の注に規定する場合を除き、それぞれの等級以外の等級に係る入札対象業務の入札に参加することができない。

(資格審査の申請)

- 第4条 資格審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書(別記第1号様式。 以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければなら ない。
  - (1) 営業概要書(別記第2号様式)
  - (2) 誓約書(別記第2号様式の2)
  - (3) 法人にあっては登記事項証明書
  - (4) 個人にあっては令第167条の4第1項に規定する者でないことを証する書類
  - (5) 法人にあっては申請書を提出する日の直前1事業年度の決算における貸借対照 表及び損益計算書
  - (6) 個人にあっては直近の所得税確定申告書の写し
  - (7) 有資格職員名簿(別記第3号様式)及びそれを証する書類

- (8) 入札対象業務に係る事業が建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項の登録を受けることができる場合にあっては、当該入札対象業務に係る事業について同項の登録を受けていることを証する書類
- (9) 入札対象業務に係る事業について,許可,認可等を必要とする場合にあっては, その許可,認可等を受けていることを証する書類
- (10) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類
- (11) 納税証明書
  - ア 消費税について未納の税額がないことの証明書
  - イ 鹿児島県の県税(同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税) について未納の税額がないことの証明書
- (12) 国際標準化機構が定めた品質マネジメントシステムの認証を取得している者 にあっては、国際標準規格IS09000シリーズの登録証の写し
- (13) 次に掲げる環境マネジメントシステムの認証等を取得している者にあっては, その認証等の写し
  - ア 国際標準化機構が定めた国際標準規格IS014000シリーズ
  - イ 一般財団法人持続性推進機構が実施するエコアクション21認証・登録制度
  - ウ 特定非営利活動法人KES環境機構が実施するKES・環境マネジメントシステム ・スタンダードの審査登録制度
  - エ 一般社団法人エコステージ協会が実施するエコステージ
- (14) 就業規則に育児休業制度,介護休業制度等に関する規定を設けている者にあっては,当該就業規則の写し
- (15) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項に規定する 一般事業主行動計画を策定している者にあっては、都道府県労働局長に提出した 一般事業主行動計画策定・変更届の写し
- (16) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定している者にあっては、都道府県労働局長に提出した一般事業主行動計画策定・変更届の写し
- (17) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項の 規定による報告をしなければならない者にあっては、公共職業安定所の長に提出 した障害者雇用状況報告書の写し
- (18) 障害者(障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第2号から第5号までに 規定する身体障害者,重度身体障害者,知的障害者及び重度知的障害者並びに同 法第37条第2項に規定する精神障害者をいう。以下この号及び第7条第1項第7 号において同じ。)を雇用している者(前号に規定する者を除く。)にあっては, その雇用する労働者が障害者であることを証する書類
- (19) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項に規定する添付書類は、知事がこれにより難いと認めるときは、これと同等とみなされる他の書類に代え、又は提出を省略することができる。
- 3 申請書の提出期間は、毎年12月1日から同月28日までとする。ただし、地方公共 団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号) の適用を受ける契約に係る入札に参加するための資格審査に係る申請書の提出期間 は、随時とする。
- 4 前項本文の規定にかかわらず、知事が特に必要と認めるときは、同項本文に規定する提出期間を変更することができる。この場合において、知事は、変更後の提出期間を遅滞なく公告するものとする。

(資格審査の申請ができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査の申請をすることができない。

- (1) 今第167条の4第1項に規定する者
- (2) 前条第1項第8号の登録又は同項第9号の許可、認可等を受けていない者
- (3) 資格審査の申請の日の直前の月末(以下「審査基準日」という。)現在で、営業開始後2年を経過していない者又は審査基準日以前において営業を停止し、若しくは休止した者で営業再開後2年を経過していないもの
- (4) 第11条の規定により入札参加資格を取り消された者で審査基準日においてその 処分の日から2年を経過していないもの
- (5) 暴力団
- (6) その役員等が、次のいずれかに該当する法人又は個人
  - ア 暴力団員等
  - イ 自己,自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって,暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金 銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直 接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれ らを利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

#### (資格審査の時期)

- 第6条 資格審査は、平成元年度及びこれに続く2年度ごとに到来する年度(以下「基準年度」という。)に定期的に行うものとする。ただし、基準年度において資格審査を受けなかった者及び次条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定されなかった者の資格審査については、基準年度の翌年度に行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず,第4条第3項ただし書に規定する資格審査については, 随時行うものとする。

#### (資格審査の実施)

- **第7条** 知事は、申請書を受理したときは、次に掲げる事項について審査を行うものとする。
  - (1) 経営の状況
    - ア 営業の実績
    - イ 営業年数
    - ウ経営比率
  - (2) 経営の規模
    - ア 自己資本の額
    - イ 職員の状況
    - ウ 機械及び器具の保有状況
  - (3) 国際標準化機構が定めた品質マネジメントシステムである国際標準規格IS0900 0シリーズの認証の取得の状況
  - (4) 次に掲げる環境マネジメントシステムの認証等の取得の状況
    - ア 国際標準化機構が定めた国際標準規格IS014000シリーズ
    - イ 一般財団法人持続性推進機構が実施するエコアクション21認証・登録制度
    - ウ 特定非営利活動法人KES環境機構が実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの審査登録制度
    - エ 一般社団法人エコステージ協会が実施するエコステージ
  - (5) 育児休業制度,介護休業制度等の状況
  - (6) 一般事業主行動計画の状況
  - (7) 障害者の雇用の状況

- (8) その他知事が必要と認める事項
- 2 知事は、前項に定めるもののほか、第5条第5号から第7号までに掲げる者に該 当するかどうかの審査をするため、警察本部長の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、前2項の審査を行ったときは、第2条第2号に規定する業務ごとに入札 参加資格の有無を決定し、その結果を書面により当該申請書を提出した者に通知す るものとする。

(清掃業務の等級格付)

- 第8条 別表第1に掲げる業務のうち清掃業務については、入札参加資格者をその業 務遂行能力に応じてA級又はB級のいずれかの等級に格付けするものとする。
- 2 前項の規定による等級格付の基準は、別に定める。
- 3 第1項に規定する等級のそれぞれの等級に係る発注の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

(入札参加資格等の有効期間)

第9条 第7条第3項の規定により決定された入札参加資格及び前条第1項の規定による等級格付の有効期間は、第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された日(以下この条において「効力発生日」という。)から同日後最初に到来する基準年度に行う定期の資格審査による効力発生日の前日までとする。

(変更等の届出)

- 第10条 入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、変更届(別記第4号様式)により遅滞なく知事に届け出なければならない。
  - (1) 令第167条の4第1項に規定する者に該当するに至ったとき。
  - (2) 第4条第1項第8号の登録又は同項第9号の許可,認可等が失効し,又は取り消されたとき。
  - (3) 住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所及び営業所等の所在地、名称又は代表者若しくは役員等の氏名)に変更があったとき。
  - (4) 営業を休止し、又は廃止したとき。
- 2 前項の場合において、届出事項が氏名(法人にあっては、その代表者又は役員等の氏名)の変更であるときは、届出者は、変更届に誓約書を添付しなければならない。この場合においては、第7条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項の場合において、入札参加資格者の死亡、破産、解散又は合併により入札 参加資格の決定に係る業務を廃止したときは、同項の規定による届出は、その相続 人、破産管財人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併により成立した法人 が行わなければならない。

(入札参加資格の取消し等)

- 第11条 知事は、入札参加資格者が令第167条の4第1項に規定する者に該当するに至ったと判明した場合は、その者の入札参加資格を取り消すものとする。
- 2 知事は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、 その者の入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後2年間の範囲内で知事 が定める期間入札に参加させないことがある。
  - (1) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったと知事が認めた者
  - (2) 第5条第2号に該当するに至った者及び同条第5号から第7号までのいずれか に該当すると知事が認めた者
  - (3) 虚偽の申請その他不正な方法により入札参加資格を得た者
  - (4) 経営状況が著しく不良となり、入札に参加させることが不適当と認められる者
  - (5) その他知事が県の契約の相手方として不適当であると認めた者

3 知事は、前2項の規定により入札参加資格を取り消し、又は2年間の範囲内で入 札に参加させないこととしたときは、遅滞なくその旨を当該入札参加資格を取り消 された者又は入札に参加させないこととされた者に通知するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成2年2月9日から施行し、平成2年度に発注する庁舎等の管理 等の業務の委託契約に係る指名競争入札から適用する。
- 2 平成元年度における申請書の提出期間は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成2年2月16日から同月26日までの間とする。
- 3 平成元年度において、その者が属する等級に係る発注の基準に適合しないこととなった庁舎等の清掃業務を現に受託している者については、第3条第2項の規定にかかわらず、平成3年度における入札参加資格者の決定の日の前日までは、当該庁舎等の入札に参加することができるものとする。

**附** 則 (平成2年3月19日告示第669号)

この要綱は、平成2年3月19日から施行する。

附 則(平成8年2月19日告示第262号)

- 1 この要綱は、平成8年2月19日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の庁舎等の管理等業務委託に係る指名競争入札参加資格審査要綱(以下「旧要綱」という。)第4条の規定により提出した申請書は、改正後の庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱(以下「新要綱」という。)第4条の規定により提出した申請書とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱第7条第2項の規定により決定されている入札参 加資格は、新要綱第7条第2項の規定により決定された入札参加資格とみなす。

**附** 則(平成11年3月5日告示第357号)

- 1 この要綱は、平成11年3月5日から施行する。
- 2 改正後の庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱別表の規定は、 平成11年4月1日以後に締結する庁舎等の管理等の業務の委託契約に係る一般競争 入札及び指名競争入札について適用する。

**附 則** (平成13年1月9日告示第29号)

- 1 この要綱は、平成13年1月9日から施行する。
- 2 改正後の庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱(以下「新要綱」という。)の規定中改正前の庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱(以下「旧要綱」という。)第2条第2項に規定する業務に係る部分は、平成13年4月1日以降に行う庁舎等の管理等の業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加することができる者の資格の審査(以下「資格審査」という。)について適用し、同日前に行う資格審査については、なお従前の例による。
- 3 新要綱別表第1の2の項から12の項までに掲げる業務(同表の2の項の業務のうち旧要綱第2条第2項に規定する空気環境測定業務を除く。)に係る平成12年度における入札参加資格審査申請書の提出期間は、新要綱第4条第3項の規定にかかわらず、平成13年1月10日から同月31日までとする。
- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱第7条第2項の規定により決定されている入札参加資格及び旧要綱第8条第1項の規定により格付けされている等級は、新要綱第7条第2項の規定により決定された入札参加資格及び新要綱第8条第1項の規定により格付けされた等級とみなす。

**附 則** (平成17年11月11日告示第1746号)

- 1 この要綱は,平成17年11月11日から施行する。
- 2 改正後の庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第4条第3項

本文の規定に係る平成17年度における入札参加資格審査申請書の提出期間は、同項本文の規定にかかわらず、平成17年12月1日から平成18年1月13日までとする。この場合において、同条第1項第4号中「申請書を提出する日」とあるのは「平成17年12月1日」と、同要綱第5条第3号中「資格審査の申請の日の直前の月末」とあるのは「平成17年11月末日」と読み替えるものとする。

附 則 (平成19年11月20日告示第1745号)

- 1 この要綱は、平成19年11月20日から施行する。
- 2 改正後の庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第4条の規定 は、平成20年4月1日以後に締結する庁舎等の管理等の業務の委託契約に係る一般 競争入札及び指名競争入札に参加することができる者の資格の審査について適用す る。

**附 則** (平成20年2月26日告示第334号)

- 1 この要綱は、平成20年2月26日から施行する。
- 2 改正後の庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱別表第2の規 定は、平成20年4月1日以後に締結する庁舎等の管理等の業務の委託契約に係る一 般競争入札及び指名競争入札について適用する。

附 則 (平成23年10月14日告示第1009号)

- 1 この要綱は、平成23年10月14日から施行する。
- 2 改正後の庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第2条から第1 1条まで、別記第2号様式の2及び別記第4号様式の規定は、平成24年4月1日以後 に締結する庁舎等の管理等の業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札 に参加することができる者の資格の審査について適用する。

附 則 (平成25年11月1日告示第1132号)

- 1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 平成25年11月1日から平成26年3月31日までの間に、改正後の庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱(以下「改正後要綱」という。)第7条第3項の規定により決定された入札参加資格及び改正後要綱第8条第1項の規定により行われた等級格付(いずれも改正後要綱第4条第3項ただし書に規定する資格審査に係るものを除く。)の有効期間は、改正後要綱第9条の規定にかかわらず、平成26年4月1日から同日後最初に到来する基準年度に行う定期の資格審査による効力発生日の前日までとする。
- 3 改正後要綱別表第2の規定は、平成26年4月1日以後に行う一般競争入札及び指 名競争入札について適用する。

**附 則**(平成26年7月1日告示第744号)

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 改正後の庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱の規定は,この要綱の施行の日以後に行う資格審査について適用する。

附 則(令和元年11月15日告示第493号)

- 1 この要綱は、令和元年11月15日から施行する。
- 2 改正後の庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱の規定は,この要綱の施行の日以後に行う資格審査について適用する。

**附** 則(令和3年2月26日告示第222号)

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

**附** 則(令和5年12月1日告示第891号)

- 1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 改正後の庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱の規定は、令和6年4月1日以後に締結する庁舎等の管理等の業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札について適用する。

別表第1(第2条,第8条関係)

対 象 業 務

| 1  | 清   | 捐    | 業   |     |        |          | 務  |
|----|-----|------|-----|-----|--------|----------|----|
| 2  | 環境  | 衛    | 生   | 管   | 理      | 業        | 務  |
| 3  | 害 . | 虫    | 駆   | 除   | 岁      | É        | 務  |
| 4  | 浄化  | 槽    | 等   | 清   | 掃      | 業        | 務  |
| 5  | 古   | 紙    | 口   | 収   | ¥<br>> | É        | 務  |
| 6  | 数言  | 偱    | 第 業 |     |        |          | 務  |
| 7  | 設(  | 備    | 管   | 理   | ¥<br>> | É        | 務  |
| 8  | 電気・ | , 冷日 | 援 房 | 設備  | 保:     | 全 業      | 務  |
| 9  | 消防  | 設    | 備   | 保   | 全      | 業        | 務  |
| 10 | 通信  | • 情  | 報意  | 5 備 | 保 🖆    | と 業      | 務  |
| 11 | 昇 降 | 機    | 設   | 帯 保 | 全      | 業        | 務  |
| 12 | 自動ド | ア・シ  | /ヤツ | ター記 | 没備仍    | -<br>R全業 | 美務 |

# 別表第2(第3条,第8条関係)

## 清掃業務等級別発注基準

| 等級 |   | 発 | 注 | 0) | 基 | 準 |  |  |  |
|----|---|---|---|----|---|---|--|--|--|
| A級 | 清掃業務に係る設計金額(消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。)<br>が1,000万円以上の業務 |   |   |    |   |   |  |  |  |
| B級 | 清掃業務に係る設計金額(消費税及び地方消費税に相当する金額含む。)<br>が1,000万円未満の業務  |   |   |    |   |   |  |  |  |

注 県が発注する庁舎等の管理等の業務の委託契約について、この表に定める発注の 基準の区分に属する入札参加資格を有する者が少ない場合その他特別な理由がある 場合は、この表に定める発注の基準によらないことがある。